

第 60 回岩手県環境審議会 会議録

日 時 令和 8 年 7 月 17 日（金）
10：00～
場 所 盛岡市勤労福祉会館
（WEB 併用）

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 議 事

- (1) 岩手県環境審議会会長の選任について
- (2) 岩手県環境審議会会長職務代理者の指名について
- (3) 岩手県環境審議会部会員の指名について
- (4) 住宅宿泊事業特別部会の廃止について

5 報 告

- (1) 第 14 次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画策定に向けた方向性と策定スケジュールについて
- (2) 令和 7 年度「岩手県環境基本計画」の進捗状況について
- (3) 第 44 回岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (4) 第 52 回岩手県環境審議会大気部会審議結果について
- (5) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について

6 その他

7 閉 会

(出席委員)

石川奈緒委員、佐藤美加子委員、渋谷晃太郎委員、丹野高三委員、辻盛生委員、皆川金哉委員、緒方弘志特別委員

(リモート出席委員)

大友幸子委員、小野澤章子委員、小野寺真澄委員、齊藤貢委員、櫻井麗賀委員、鈴木まほろ委員、高田貞一委員、山内貴義委員、木野正登特別委員（生田目仁司氏代理出席）、中尾吉宏特別委員（大平知秀氏代理出席）

(欠席委員)

伊藤歩委員、佐々木千恵子委員、篠原亜希委員、菅原情子委員、武田哲委員、塚本善弘委員、晴山渉委員、柁屋伸夫委員、盛合敏子委員、

(五十音順)

1 開 会

○ 竹澤理事兼副部長兼環境生活企画室長

ただいまから、第 60 回岩手県環境審議会を開催します。

私は事務局を担当しております、環境生活部副部長の竹澤でございます。暫時、司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員 26 名のうち 17 名の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、当審議会ですが、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のウェブサイトにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは開会にあたりまして、環境生活部長の西野より御挨拶を申し上げます。

○ 西野環境生活部長

改めまして、おはようございます。環境生活部長の西野と申します。

それでは私から、第 60 回岩手県環境審議会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げます。委員の皆様にはお忙しい中、このように暑い中、御出席を賜り、深く感謝申し上げます。また、日頃より本県の環境行政に、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の委員改選に際しまして、23 名の委員の皆様には委員就任を御承諾いただき、また、国の関係地方行政機関におきましては、特別委員として 3 名の方々に御就任いただき、重ねて感謝申し上げます。

本審議会でございますが、環境基本法などの法律の規定に基づきまして、県内における環境の保全等に関する重要事項について、御審議をいただくことを目的として設置しております。

また、審議会には、大気、水質、自然・鳥獣、温泉の 4 つの部会が設置されております。知事からの諮問に基づいて御審議いただくこととしております。

本日でございますが、岩手県環境基本計画の令和 7 年度の進捗状況について御報告させていただくほか、昨年度各部会におきまして御審議いただいた事項について御報告させていただく予定としております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○ 竹澤理事兼副部長兼環境生活企画室長

次に委員の御紹介ですけれども、任期満了により委員の改選がございましたが、

新たに岩手県猟友会の皆川委員が就任されました。その他の委員につきましては前期からの継続でございますので、御紹介につきましては出席者名簿を持ちまして代えさせていただきます。

それでは、ただいまから、次第４の『議事』に入ります。

本来であれば、審議会の会長が議長を務めるところでございますが、本日の審議会は、委員改選後、最初の審議会となりますので、暫時、事務局におきまして進行いたします。

議事『（１）岩手県環境審議会会長の選任について』です。

審議会条例第３条第１項の規定により、当審議会に会長１名を置くこととされており、その選出は委員の互選によることとなっています。互選の方法について委員の方から何か提案等ありますでしょうか。

○ 辻委員

辻です。前期に引き続きまして会長には渋谷委員を推薦したいと思います。

○ 竹澤理事兼副部長兼環境生活企画室長

渋谷委員と御発言がありましたが、皆様いかがでしょうか。異議なしということで御座いますので、会長は渋谷委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会条例第３条第２項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、渋谷会長には会長席にお移りいただき、以降の進行は会長にお願いいたします。

○ 渋谷会長

ただいま選任をいただきまして、ありがとうございます。昨日は熱中症警戒アラートが岩手県でも出たとか、毎日のようにクマの話が出ているということで、環境に関する報道が毎日のように出ているということで、この審議会の役割ということも重いものかなと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは早速ですけれども、会議の次第により議事を進めて参りたいと思います。議事『（２）岩手県環境審議会会長職務代理者の指名について』を議題とします。

会長職務代理者の指名につきましては、審議会条例第３条第３項の規定により、会長が指名することとなっております。私といたしましては、本日欠席されておりますが、前期に引き続いて伊藤委員にお願いしたいと思っております。皆様よろしいでしょうか。特に御異論がないということで、伊藤委員さんには後程きちんと説明をして御承諾をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは次に、議事『（３）岩手県環境審議会部会委員の指名について』を議題

1 とるところですが、今日の議事の『（４）住宅宿泊事業特別部会の廃止につい
2 て』の結果が部会員の指名にも影響することから、こちらを先に審議をしたいと思
3 います。事務局から御説明をお願いします。

4
5 ○ 尾形県民くらしの安全課総括課長

6 県民くらしの安全課の尾形でございます。（４）住宅宿泊事業特別部会の廃止につ
7 いて説明いたします。

8 資料１を御覧ください。議題となります住宅宿泊事業特別委員会を廃止でござい
9 ますが、少し背景から説明をいたしますので、資料の下段の参考２を御覧ください。
10 住宅宿泊事業法及び同法施行条例の概要について、まず枠内記載の１の通りいわゆ
11 る民泊のルールを定めた住宅宿泊事業法が平成２９年に制定されまして、県は周辺の
12 生活環境の悪化を防止するために、条例により区域、期間を定めて、住宅宿泊事業の
13 実施を制限することができるとされたところでございます。

14 平成３１年２月に施行しました県条例におきまして、２に記載の通りその区域、期
15 間等を定めたものでございます。この施行にあわせまして、附則の規定としまして
16 （２）住宅宿泊事業の実施状況を踏まえた上で、条例施行後３年を目途に、制限の変
17 更など必要な措置を検討することといたしました。

18 資料の冒頭に戻りまして、この住宅宿泊事業の実施状況や、これを取り巻く環境の
19 生活の変化を踏まえたあり方等について具体には実情を踏まえながら、この制限を
20 変更する必要について審議・検討を行うため、環境審議会にこの特別部会を設置いた
21 しまして、平成３１年２月から令和８年１月までに部会を７回開催いたしまして審議
22 を行ってきたところでございます。

23 本来であれば条例の施行後３年になります令和４年の第５回特別部会において制
24 限する区域、期間等について御審議いただきまして、現状維持が適当であり、条例の
25 改正を要しないものとされたところでございます。

26 その一方で、当時は新型コロナウイルス感染症の影響下であったことから、住宅宿
27 泊事業が安定的に行われている状況下での検討が必要ではないかといった御意見を
28 頂戴しまして、さらに実施状況等を確認していくこととしたものでございます。

29 その後、令和８年１月に開催しました第７回特別部会におきまして、コロナウイル
30 ス感染症の５類移行後、令和５年５月に５類移行しましたがけれども、そのあとの住宅
31 宿泊事業の状況についても御確認をいただきまして、改めて当面現状を維持するこ
32 とが適当という審議結果に至ったところでございます。

33 これを受けまして、施行後の実施状況を踏まえた措置の検討という特別部会の目
34 的は達成しましたことから、今回、特別部会を廃止しようとするものでございます。
35 説明は以上でございます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様方から御質問いただきたいと思います。何かございましたでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に、リモートで御出席の委員の皆様方から御質問いただきたいと思います。御質問のある方は、挙手ボタンを押していただきたいと思います。特に御質問はないようですね。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りしたいと思います。本案をもちまして、住宅宿泊事業特別部会を廃止することを決したいと思います。これについて、御異議はございませんでしょうか。

それでは、御異議がないようでございますので、本案をもちまして廃止することについて可決いたしました。ありがとうございます。

それでは次に少し戻りまして、議事の『(3) 岩手県環境審議会部会委員の指名について』でございます。部会委員は、審議会条例の第8条第2項の規定によりまして、会長が指名することとされております。当審議会には、4つの部会が設置されておりますので、それぞれの部会の委員の専門分野等を考慮して、私から指名をさせていただきます。基本的には前回とほぼ同じですけれども、部会の割付を行った「岩手県環境審議会委員名簿」をこれより配布しますので確認をお願いいたします。

御確認いただけましたでしょうか。基本的には前回と変わっていないと思いますが、何かありましたら、御発言いただければ。よろしいでしょうか。それでは、この割り振りで、今後御審議していただければと思います。

それでは、次に『5 報告』に移りたいと思います。

『(1) 第14次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画策定に向けた方向性と策定スケジュールについて』、事務局から御説明をお願いします。

○ 引屋敷自然保護課総括課長

自然保護課総括課長の引屋敷でございます。只今ありました、報告の『(1) 第14次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画策定に向けた方向性と策定スケジュールについて』御説明いたします。お手元のファイル資料2をお開き願います。

資料2の1ページ目「1 趣旨」でございます。本日ですが、今年度策定を進めております次期鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画につきまして、その方向性、スケジュールについて御報告いたします。

なお、事業計画、管理計画の策定につきましては本日の報告後、自然・鳥獣部会に諮問のうえ、検討を進めて参りたいと考えてございます。

次に「2 法律上の位置付け」でございます。鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画鳥獣保護管理事業計画の位置付けを、ごく簡単でございますが説明いたします。

事業計画では、都道府県の鳥獣法及び管理を図るための事業全般に関わるような、例えば①鳥獣保護区ですとか②捕獲等の許可、⑥生息状況調査などに関して定める他、⑤にあります通り管理計画の作成に関して定めることとされており、管理計画はこの事業計画に基づいて個別の獣種について定めるものとなっております。

次に、「3 第14次鳥獣保護管理事業計画の方向性について」でございます。鳥獣保護管理法に基づきまして、国では、鳥獣の保護及び、管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めることとされており、都道府県はこの基本指針に即して、事業計画を定めるものとされてございます。

今般、国から新たな基本指針案が示されまして、以下3つの丸で書いてございますが、「危険鳥獣への対策」ですとか、「野生動物管理に精通する人材確保」こういった項目が新設された他、「保護及び管理の担い手の育成及び配置」に関する内容が拡充されましたことから、これらについて、本県にとって必要な対策を検討の上、事業計画に盛り込むこととしたいと考えてございます。

続きまして、「4 第二種特定鳥獣管理計画の方向性について」でございます。管理計画は人との軋轢が深刻化している鳥獣について、事業計画に基づき生息数、生息域を適正な水準にするために定めるものとされ、本県では既にツキノワグマ、シカ、イノシシ、カモシカが、また今般新たにニホンザルが対象鳥獣とされております。

(1) ツキノワグマ、シカ、イノシシ、カモシカにつきましては、現行計画の評価と直近の推定個体数を踏まえ「個体数管理」、「生息環境管理」、「被害防除対策」を柱として、次期計画の策定を進めたいと考えております。ニホンザルにつきましては、五葉山周辺において農作物被害が増加していることから、生息状況を踏まえた今後の管理方針を定めるために、今回新たに管理計画を策定したいと考えております。

(3) ですが、5つの獣種の共通事項として、狩猟者となる人材の確保・育成に向けた対策について、それぞれ盛り込みたいと考えております。

次に「5 次期計画期間」でございますが、令和9年度から令和13年度までの5年間といたします。

2ページ目「6 策定スケジュール」ですが、本日当審議会での御報告後、素案の検討を進め、以後、表に記載の通り獣種ごとの管理検討協議会、当審議会、また自然・鳥獣部会での審議等を経まして、2月上旬に開催予定の当審議会で最終案を報告し、3月下旬の県議会環境福祉委員会で説明の上、3月末に策定・公表の予定としてございます。

続きまして3ページ目をお開き願います。次期第二種特定鳥獣管理計画策定に向けた課題と方向性について、5つの対象獣種について簡単に生態的な特徴を示した上で、次期管理計画における推定個体数や、課題、管理目標数の設定の方向性などにまとめておりますので、これにより御説明いたします。

まず左側ツキノワグマでございます。生態的な特徴でございますが、自然増加率は

14.5%程度。また、令和7年度の捕獲実績は1,271頭となっております。管理計画の対象地域は県内全域ですが、管理対象の地域個体群としては馬淵川、北上川を境にその西側の北奥羽、東側の北上山地2つの地域に大きく分けられます。

現時点での推定個体数ですが、北奥羽が2,200頭、北上山地が3,000頭とされ、現行計画策定時点の推定個体数3,700頭より1,500頭多い5,200頭となっております。

課題でございますが、現行計画の終期である、令和8年末時点で今年度末の推定個体数目標が3,400頭としておりましたところ、これを大幅に上回っているという状況であることから、一層の個体数管理が必要であるほか、人身被害、農林業被害も増加傾向にあることから、被害低減に向けた対策の強化が必要となっております。

管理目標数の設定の方向性ですが、今般策定された国のガイドラインにより、個体数管理は地域個体群を単位とした「保護管理ユニット」で行うこととされ、また目標個体数は地域個体群ごとの個体数水準の範囲内で設定することとされました。

ここで「保護管理ユニット」ごとの個体数水準とその考え方について、御覧いただきたいと思いますので次ページの【参考】を御覧いただきたいと思います。

(1)でございますが、「保護管理ユニット」ごとの個体数水準、北上山地、北奥羽を赤で囲ってございますが、どちらも個体数水準4とされております。これを踏まえまして下の方、(2)個体数水準の考え方でございますが、中長期的に軋轢の発生を軽減できる個体数で管理するために、当該目安として目標個体数を設定するか、或いは更なる軋轢の低減に向けて、個体数水準3まで目指すか、今後適切な目標個体数について検討したいと考えてございます。

3ページ目にお戻りいただきたいと思います。先ほどに続きまして、捕獲方針でございますが、管理計画では具体的な捕獲上限数の設定や、春季捕獲の実施地域、許可要件の見直し、指定管理捕獲の捕獲数等の管理方針を定めるとともに、生息環境管理、被害防除対策として河川の刈り払い等緩衝帯の整備や侵入防止柵の設置、誘引物の管理等について検討して参りたいと考えております。クマについては以上でございますか。以下シカ、イノシシ、カモシカ、サルについては主なポイントを御説明いたします。

ニホンジカでございます。現時点での推定個体数は現在推定作業中でございますが、現行計画策定時点の推定個体数は10.7万頭とされ、捕獲実績等から北上山地北部の分布が増加している他、県内全域で生息密度が上昇していることから、一層の捕獲が必要であり、また農林業被害も高止まりの状況にあることから、被害低減のための対策強化が課題となっております。国では現行計画における推定個体数をもとに、令和10年度までに個体数半減させる目標としてございまして、それを考慮した、目標個体数の設定が必要と考えてございます。

また、農林業被害の低減を図るためには、侵入防止策の設置の他、捕獲データ、糞塊調査結果を踏まえ生息密度が高いエリアを重点捕獲地域と設定し、より効率的、効

1 果的な捕獲を勧める方向で検討して参ります。

2 次にイノシシでございますが、これまでイノシシにつきましては、他の獣種に比べ、
3 捕獲頭数が少なく、また地域的な偏りもあったことから、個体数推定をすることが難
4 しいとされてございましたが、今般初めて令和6年度推定として6,223頭とされて
5 ございます。現在県内全域に生息域が拡大していることから、一層の捕獲が必要であ
6 る他、農業被害が上昇傾向にあることから、被害低減のための対策の強化が課題とな
7 っております。イノシシにつきましては、自然増加率が非常に高いことから、積極的
8 な捕獲を推進する方向で検討するとともに、シカと同様、重点捕獲地域を設定し、効
9 率的、効果的な捕獲を進めることとしたいと考えております。

10 次に、カモシカでございますが、現時点での推定個体数は7,451頭であり、前回令
11 和2年度からほぼ変わらず、わずかに減少している状況です。農林業被害の低い水準
12 で推移しており、現行対策の維持で足る状況であることから、特別天然記念物として
13 保護する観点も考慮し、現行計画と同様、個体群の維持を図る方向で検討して参りたい
14 と考えております。

15 次にニホンザルでございますが、主な対象地域は、釜石市・大船渡市・住田町の五
16 葉山山系とその周辺地域の宮古市・大槌町となっております。令和7年の調査では、
17 五葉山周辺に8群以上、大槌町に1群、宮古市に1群以上いるなど、これまで確認さ
18 れていなかった群れも確認されている状況で、このうちの4群を調査したところ208
19 頭確認されているところでございます。五葉山を中心とした生息域が周辺に拡大す
20 ることが見込まれ、また未調査の群れも有り、今後の適切な管理のためには、継続的
21 に調査することが必要である他、農作物被害の低減も課題となっております。

22 本県のサルについては、種の保全上重要な個体群であることも踏まえて、個体群を
23 維持しつつ、必要に応じて最低限の個体数管理を実施することが必要と考えており
24 ます。そのため、捕獲にあたっては、それぞれの群れの加害性、被害防除対策の取組
25 状況を考慮して、捕獲の上限等を検討していくこととしてございます。

26 最後に一番下の欄、共通課題でございますが、捕獲の担い手の確保・育成でござい
27 ます。近年、新規の狩猟免許取得者が増加傾向にあるものの、実際に現場に出て捕獲
28 に従事するハンターの高齢化が進んでいることや、クマ、サル等については、一定の
29 経験、技術が求められること、また、捕獲した後の個体の処理がハンターの負担とな
30 っていることが課題となっております。このことから、若手のハンターに向けた研
31 修ですとか、獣種に対応した捕獲技術の向上のための研修の実施。或いは必要な支援
32 について、国への要望などの取り組みについて検討して参ります。

33 また、クマ肉、シカ肉については、震災以降、出荷制限指示が継続しておりますが、
34 早期の出荷制限解除に向けた要件緩和等を国に要望するなどの取組についても検討
35 して参ります。資料2の次期事業計画管理計画の策定の方向性については、以上です。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明についてまず会場の委員の皆様方から御質問いただきたいと思います。何かございますでしょうか。辻委員。

○ 辻委員

説明ありがとうございます。辻です。1点ちょっと気になるころとしまして、管理する上で捕獲数を増やさなきゃいけないということだと思ふんですけども、その捕獲した後のその個体の処理というんですかね、そういったところで何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○ 引屋敷自然保護課総括課長

はい、こちらの共通の課題としてもちょっと触れたところでございますが、委員の御指摘の通り、野生鳥獣がかなり全般に増えているということがあって、その処理というのが市町村からいろいろ声が上がっております。

処理施設の整備につきましては、いろいろ財源も必要ということもありまして、このあたりは次の大きな課題と考えており、それぞれの獣種ごとの管理計画等にいろいろ検討して定めて参りたいと考えております。

○ 辻委員

よろしくお願いします。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

大友委員さんお願いします。

○ 大友委員

山形県の状況と随分違うなと報告を聞いて思いました。ニホンジカの生息頭数がすごい多くて、山形県の場合にはニホンジカがいるらしいんだけどまだ少なく、逆にカモシカの被害の方が目立っているということでした。

報告では、狩猟免許の取得者が、増加傾向にあるということですが、狩猟免許というのは、銃だけではなくてわなの免許とかいろいろな種類があって、実際に587人は、みんな猟銃免許を持っているのか、もしくは実際にいろいろな免許の延べ数で587人なのか。何種類かの免許を持っているから延べ人数で増えているように見えるということはないのでしょうか。

○ 引屋敷自然保護課総括課長

1 はい、お答えいたします。こちらの 587 名、これは新規取得者の数字となっておりまして、今は具体的内訳まで手元にはありませんが、令和に入りまして、新規の狩猟免許取得者は少しずつですが増えております。その中で委員御指摘のあった通り、
2 いろいろ免許の種類もいろいろございまして、この中で最近増えていると感じてお
3 りますのが、特にわなの免許です。特にその裏付けを取ったわけではないのですが、
4 特に農業者の自営のための対策ということの中で、わなが増えているのではない
5 かなと考えてございます。銃猟の免許も少しずつですが増えてございます。こちらに
6 つきましては、県の方でもこれから免許取得しようという方々に向けたいろいろセ
7 ミナーとか講習会とか、或いは若手の取得者に向けた捕獲技術の研修会であったり、
8 そういった対策を講じている状況でございます。このような形を次期管理計画の中
9 でも検討していきたいというふうに考えてございます。

12
13 ○ 大友委員

14 はい、ありがとうございました。

15
16 ○ 渋谷会長

17 はい、ありがとうございます。リモートの委員さんからも御質問等いただきたいと
18 思います。ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

19 私の方からちょっと、先ほど管理ユニットの話があったと思うんですけども、東
20 北のブロックとなっていて、国の方の考え方ですけども。他の県と隣接している
21 ところと、今後調整が出てくると思うんですけども、他県との関わりがちょっと書か
22 れていなかったのも、どういうふうにされていくのかなと。そのユニットの中での個
23 体数管理っていうことになってくると、役割分担みたいなのが出てきて、そのユニッ
24 トの中で各県がどのぐらい取るかっていうのを決めるのか、それとも各県それぞれ
25 が計画作って調整するっていう考え方なのかってことがちょっと分かりにくい
26 かなってのが 1 点と、これは狩猟免許の話さっき出しましたが、やはり免許
27 取得者を増やしていくっていうのがやっぱり基本的に必要になってくると思います。
28 銃猟で 10 年ぐらい経たないと、ライフルを打てないので、早期に母数をふやしてい
29 って長期的な視点で狩猟免許を持たれる方を増やしていかなきゃいけないと思うん
30 ですけども、宮城県では、確か免許試験を 6 回ぐらいやっているのを 2 回増やすと
31 いうことを、何か報道でやっていたと思うんですけども岩手県は 3 回で、今後そうい
32 うことも増やすとかですね、そういったことはお考えになっているのかなっていう
33 のをちょっと確認したいと思います。よろしくお願いいたします。

34
35 ○ 千田自然保護課特命参事

36 自然保護課でクマの特命参事をしております千田と申します。初めに資料 2 の 4

ページ目のところに記載してございます、保護管理ユニットの考え方でございます。
こちら上段の表にあります通り、本県に存在している個体群としての北上山地、北奥
羽をそれぞれの個体群ともに、隣接の県と跨っているところでございます。先ほど
5,200頭の推定生息数があるというふうにお話しさせていただきましたが、こちらの
推定数につきましては、県が独自に令和6年、令和7年度に行った大規模ヘアトラッ
プ調査に基づきまして、岩手県の中にいる個体群としての推定数ということになっ
ております。

保護管理ユニットという考え方はあくまでも国の方の考え方ですので、隣県の個
体とですね合わせた形での管理となりますが、こちらの全体の生息数を現在、国の方
で調査をしている最中でございます。全体の生息数の調査結果につきましては、本年
度末ごろに出されるということになってございまして、その数字を踏まえて、それぞ
れの県にどれくらいの個体がいるのか、さらに連携してどのような取組をしていく
のか、管理個体数がどの程度であれば適切なのかというところは、それぞれ隣接の県
と検討する場を、国の方で設けていただけるということになってございます。

まず、今回の第6次のツキノワグマ管理計画の検討にあたりましては、岩手県で把
握してる個体数を踏まえて、令和9年度スタートの計画を作っていきたいと考えて
おりますが、国が出す令和8年度末の数値、それから隣県との調整結果を踏まえなが
ら、令和9年度以降も随時への変更が必要な部分は、変更していくというような考え
方で進めていきたいと考えているところです。

○ 引屋敷自然保護課総括課長

会長の方から狩猟免許試験の実施回数等のお話がありました。先ほど会長から
御指摘の通り、本県では現在、年3回の狩猟免許試験の実施でございます。例えば秋
田県の場合ですと今年で6回開催すると聞いています。秋田県の場合は、人数を定数
みたいな形で決めた上で6回やることとしておりまして、今のところ本県におきま
しては3回実施でございますが、特に各回ごとの定数を定めずやっております、先
ほどの参考までに数字をお出ししましたが、昨年ですと580人ぐらいの方が新
規に取得されているという状況でございます。

こちらの狩猟免許試験については、回数の問題はなかなか事務的な問題があるの
と、会場の問題もございまして、狩猟免許の免許種別が重なりますと、かなり部屋数
がいるとか、或いは距離目測のためにかなり広い土地が必要になってくるというこ
とで、県内でも会場もいろいろ調べたこともありますが、そういった会場の問題も
あります。

一方で、新規狩猟免許取得者を増やしていくのは大事だというのはその通りです
ので、このあたりは今後の課題ということで、検討させていただきたいと考えており
ます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。狩猟免許に関しては猟友会の方で大変お世話になっていると思いますので、何かコメントありましたら、いただければと思うんですけども。

○ 皆川委員

狩猟免許試験の事前講習という形で私たちやらせていただいております。他県では回数が多いということでしたが、私たちとしては1回の人数がかなり多いと、ここ何年かですか、キャパいっぱい状態でやらせていただいているというふうな状態でございます。狩猟者が増えていただいておりますけれども、やっぱりわなの免許が多い。銃の1種銃猟の取得者は若干増えているんですけどまだまだ足りないという状態になります。これは狩猟試験じゃなくて警察の方の銃の所持というハードルもありますので一概には言えませんが、できるだけ協力して取得者をふやしていきたいと考えております。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか、御質問はございますでしょうか。

○ 小野澤委員

会長、リモートの小野澤です。よろしいでしょうか。

○ 渋谷会長

はい、お願いします。

○ 小野澤委員

はい、岩手大学の小野澤です。今の件について保護と管理ということで、直接的には鳥獣に対する問題だと思うのですが、特に管理に関して進めるためには、県民、市民の理解といいますか、そういった鳥獣に対する保護と管理それぞれの重要性とか、必要性というものを広めていくといいますか、理解を深めるということがないと、今の猟銃免許の取得者の増加も含めて広がっていくにはそういったものが必要だと思うのですが、この計画そのものでなくてもいいのですが、県の様々な環境計画の中で、そういった鳥獣の保護と管理それぞれの理解の増進といいますかそういったことについて方針とか、対応があればちょっと伺っておきたいと思いました。お願いいたします。

○ 引屋敷自然保護課総括課長

特に鳥獣の保護管理ということの普及啓発というものについて、具体的に何か書き物あるかという、個別のものではございません。ただ、今般のツキノワグマの出没、人事被害に対してやはり普及啓発かなり大事だと考えてございますので、そちら鳥獣の保護及び管理についての普及啓発につきましては、事業計画の方にも国の基本指針にも定めておりますが、これに合わせて本県の方でも一定の記述がございます。いろいろ媒体を利用してやっておりますし、あとは個別の獣種ごとのところでは、様々な形でやってございますので、この辺のあたり今回は説明できませんでしたが、こういったところをこれからの審議会、あとは管理検討協議会の中でも御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 小野澤委員

はい、わかりました。ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。はい、ありがとうございます。この件については今後自然鳥獣部会の方で審議をいただくということとなります。部会員の皆様方には、御審議の方よろしく願いいたします。

それでは続きまして『(2) 令和7年度岩手県環境基本計画の進捗状況について』事務局から御説明、御報告をお願いいたします。

○ 村上環境生活企画課長

環境生活企画室企画課長の村上でございます。私の方から令和7年度岩手県環境基本計画の進捗状況について説明いたします。資料3のファイルをお開きいただければと思います。以降、着座にて説明いたします。

今回、新任の委員の方もいらっしゃいますことから、進捗状況の御説明に先立ちまして、岩手県環境基本計画の概要について説明させていただければと思います。資料3-1の1ページを御覧いただければと思います。資料の左上に、はじめにとございますが、岩手県環境基本計画ですが、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第11条に基づき策定したものでございまして、県の総合計画である岩手県民計画の推進に向けた環境分野の基本方向定める計画として位置付けられてございます。令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としているところでございます。

なお、昨年度、計画期間の中間年ということで令和8年度以降の計画の一部を見直したところでございますが、今回は令和7年度の進捗状況の報告であるということ

1 ですので、改定前の計画に基づく報告となりますのでご承知おきいただければと思
2 います。

3 3 ということで、本県の環境施策が目指す将来像と施策体系について記載してご
4 ざいます。目指す将来像でございますが「多様ですぐれた環境と共生する脱炭素で持
5 続可能ないわて」を掲げまして、本県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する、
6 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策と、本県の環境の保全及び創造を
7 支える基本的な施策であります環境分野別施策の2つの施策領域を設けたところで
8 ございます。

9 資料右上に参りまして第2章、環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策
10 ですが、こちらは3つの施策分野と、総合的指標5指標を設定しているところ
11 でございます。「第3章 環境分野別施策」ですが、こちらは5つの施策分野に総合的
12 指標10指標と、あとは施策の柱ということで記載してございますが、政策推進指標
13 28指標を設定しているところでございます。「第4章 計画の推進・進行管理」で
14 ございますけれども、進捗状況の点検につきましてはこれらの指標により行うことと
15 してございます。以上が計画の概要でございます。

16 次に資料の3-2、3ページを御覧いただければと思います。令和7年度岩手県環
17 境基本計画の進捗状況についてでございます。令和7年度の主な取組のうち、①の横
18 断的施策につきまして、「1 地域資源の活用による環境と経済の好循環」についてで
19 すけれどもこちらは「いわて地球環境にやさしい事業所」認定事業所に対しまして、
20 地元金融機関と連携した優遇措置や、省エネ補助金の上乗せ等を実施いたしまして、
21 事業者の脱炭素経営の促進に取り組んだところでございます。

22 次に「2 自然と共生した持続可能な県土づくり」についてでございますが、いわ
23 て污水处理ビジョン2017の後継計画であります、いわて污水处理ビジョン2025を
24 策定いたしました。

25 「3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」でございますが、令和7年3
26 月に作成しました、岩手県と盛岡市が共同で設置する動物愛護管理センター整備基
27 本計画に基づきまして、動物愛護管理センターの基本設計を実施したところでござ
28 います。

29 下に参りまして②の環境分野別施策であります「1 気候変動」についてでありま
30 すが、県内大学生で構成するプロジェクトチーム「いわてカーボンフリー・アクショ
31 ン」こちらと連携いたしまして、ショート動画を作成し公開いたしますとともに、高
32 校生に対する出前授業等を行いまして、次世代を担う若者の行動変容を促したところ
33 でございます。

34 「2 循環型地域社会の形成」でございますが、大船渡林野火災に伴います災害廃
35 棄物の適正かつ円滑な処理に向けまして、災害廃棄物発生量の推計、仮置場の設置準
36 備、処理困難物への対応等の業務支援を実施したところでございます。

「3 生物多様性の保全・自然との共生」でございますが、ツキノワグマにつきましては令和7年11月に5つの柱で構成する県ツキノワグマ対策基本方針を策定いたしまして、人身被害防止に向けた情報発信の取組として、クマ出没情報共有アプリ「Bears（ベアーズ）」の運用を開始したところでございます。

「4 環境リスクの管理」でございますが、国内の石綿使用建築物の解体棟数が2030年頃にピークを迎えると推定される中、飛散防止対策を推進するため、解体等の現場に立入検査を実施いたしますとともに、建設業者等を対象とした事業者向け説明会を開催いたしました。

「5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」でございますが、三陸ジオパーク活動を担う人材育成するため三陸ジオパーク推進協議会と連携しまして、ジオパークをテーマとした小学生対象の自由研究、地域学習を推進したほか、認定ガイド等を養成する認定講座を実施したところでございます。

4ページを御覧いただければと思います。指標の達成状況についてでございます。実績値が出てない指標もございまして暫定としてございます。各指標の達成度でございますが、①の横断的施策につきましては、指標を向上、横ばい、低下という形で記載してございます。環境分野別施策につきましては、総合的指標と施策推進指標がございまして、こちらはA B C Dという形で評価してございます。横断的施策の表と環境分野別施策の表の一番右に進捗状況ということを記載してございますが、こちらにつきましては5ページを御覧いただければと思います。

右上の表の※印で進捗状況判断方法とございますけれども、総合的指標につきましてはすべての指標の達成度が向上またはA Bであれば順調。向上またはA Bが半数以上であれば概ね順調。向上またはA Bが半数未満であればやや遅れ。低下またはDが半数以上で遅れというふうに判断しているところでございます。

4ページにお戻りいただければと思います。①の横断的施策についてでございます。

総合的指標は1と2の分野の3指標については未確定でございますが、3つ目の分野で2指標ございまして、いずれも向上でありましたので、進捗状況につきましては3つ目の分野については順調と判断したところでございます。

②の環境分野別施策でございますが、総合的指標は達成度Bが5指標、達成度Dが1指標で未確定が3指標。施策推進指標は達成度Aが11指標、達成度Bが8指標。達成度C Dはございませんで未確定が7指標となっております。

各分野の進捗状況でございますが、「2 循環型地域社会の形成」の分野は概ね順調、「3 生物多様性の保全・自然との共生」と「5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」の分野が順調と判断してございます。「気候変動対策」と「環境リスクの管理」の分野につきましては総合的指標がすべて未確定のため、現時点では判断できないといった状況でございます。

5 ページを御覧いただければと思います。中段に参考といたしまして計画に関する個別事業の実施状況として事業数と事業費を載せているところでございます。

6 ページを御覧いただければと思います。これ以降が報告の本文となります。年度末の審議会の際に、こちらを報告させていただければと思います。

第1章、横断的施策につきまして、1の環境と経済の好循環であります。こちらは1指標ありますが、現時点で令和7年度の実績値は未確定となっております。

7 ページを御覧ください。2の持続可能な県土づくりでございまして、2つ指標ございますが、いずれも現時点では実績値が未確定となっております。

8 ページを御覧ください。3の健康で心豊かな暮らしの実現につきまして、2つの指標はいずれも現状を上回しまして向上でありましたので、進捗状況は順調と判断してございます。

9 ページを御覧いただければと思います。こちらは環境分野別施策になります。

「1 気候変動対策」につきまして、総合的指標2指標のいずれも実績値は未確定でございました。施策推進指標の達成度でございますが、実績値が未確定の3指標を除きまして、4指標につきましてAまたはB、1指標でDということになってございます。

11 ページを御覧いただければと思います。「2 循環型地域社会の形成」でございます。総合的指標のうち一般廃棄物リサイクル率はDでございましたが、産業廃棄物再生利用率の達成度がBでございまして、施策推進指標の達成度は実績値が未確定の2指標を除きAまたはBとなっております。

13 ページを御覧いただければと思います。「3 生物多様性の保全・自然との共生」でございます。こちら総合的指標2指標につきましていずれも達成度はBでございます。(2)の施策推進指標でございますけれども、こちらにつきましては5指標がAまたはBでございまして1指標がDということになってございます。

15 ページを御覧ください。「4 環境リスクの管理」でございます。総合的指標2指標のいずれも実績値が未確定でございます。施策推進指標につきましては、確定している指標につきましてはすべてAとなっております。

17 ページを御覧いただければと思います。「5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」でございますが、総合的指標2指標いずれも達成度がBでございます。施策推進指標でございますが、達成度A Bが1指標ずつとなっております。各分野の個別の取り組みの状況につきましては参考資料ということで添付してございますので、後程ご確認いただければと思います。説明は以上でございます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明について、まず会場の皆様方から御質問いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 丹野委員

御説明ありがとうございます。岩手医大の丹野です。2つ質問がございまして、1つ目は、横断的な施策に対する評価で向上、横ばい、低下についての判断基準というのを教えていただければと思います。あとの方は達成度A B C Dということで客観的に示されているので、同じように、判断基準があるのかということが1つ。

もう1つは、8ページ、3の環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現ですが、この指標だけ、他の指標と違って主観的な指標になっているのですが、これはどのように調査されているのかというのを教えていただければと思います。

○ 村上環境生活企画課長

はい、まず総合的指標の達成状況の向上、横ばい、低下というものの考え方でございます。例えば、6ページ目を見ていただきますと、総合的指標として炭素生産性を載せておりまして、現状値として2017年度が353.5と書いてございます。こちらを上回りますと向上になりまして、こちらと同じ数値になりますと横ばい、これより低下いたしますと低下、というような評価になります。

指標の評価の仕方といたしまして、横断的指標につきましては、環境分野だけではなく、経済分野とか横断的施策を推進していくといった面で総合的指標の達成度を判断しているといったところでございます。その判断の仕方としまして、向上、横ばい、低下という形で評価させていただいているところでございました。

あと、もう1点いただきました8ページの総合的指標につきましては、こちらをどのように把握しているかということにつきましては、県の施策に関する県民意識調査というのがございまして、そちらの方から指標の方を判断しているところでございます。

○ 丹野委員

ありがとうございます。2つ目の方から申し上げますとこれは毎年行われているという、県民意識調査は毎年行われているということでよろしいでしょうか。そういう理解でいいと思いますが、ということは、これコンマ1上昇したら向上で、コンマ1低下したら低下というふうにみてるという理解でよろしいでしょうか。こういうものには測定誤差っていうのがあると思うので、その幅を取ってないのかっていうところですね。もう一度お願いします。

○ 竹澤理事兼副部長兼環境生活企画室長

県民意識調査は、県のふるさと振興部におきまして平成20年代頃から毎年調査しているものでございます。ですので毎年行っております。県民5,000人を対象にしたサンプル調査ですので、統計上の誤差はあることはわかっておりましたけれども、数値の扱

1 いにつきましては、そのまま測定された数値をそのまま使ってございました。

2
3 ○ 丹野委員

4 わかりました。ただそのコンマ1で低下とかコンマ1で上昇というのは、評価の仕方
5 として妥当性があるのかっていうのは今ちょっと思いましたので、現在の計画につい
6 てはこれで評価しているということで理解いたしましたが、検討の余地はあるんじゃない
7 かと思いますので、よろしくお願いいたします。

8
9 ○ 竹澤理事兼副部長兼環境生活企画室長

10 御意見ありがとうございます。今後検討していきたいと思います。

11
12 ○ 渋谷会長

13 はい、ありがとうございます。他に会場の委員の皆様方はありますか。リモートのご
14 出席の委員の皆様方から御質問ある方は挙手ボタン押していただければと思いますが、
15 鈴木委員さん、お願いします。

16
17 ○ 鈴木委員

18 13 ページの指標の達成度について伺いたいのですが、(2)の施策推進指標の
19 状況の条例指定希少野生動植物の確認数について伺います。以前から繰り返し指摘し
20 ていることなのですが、こちら条例指定種は1種1種別のもの、別の種ですので、それ
21 ぞれ保全の必要があつて条例で指定しているものですので、16種中13種確認、8割確
22 認できたから順調というようなものでは本来ないはずということは、以前から指摘さ
23 せていただいております。それを踏まえて今回確認できなかった3種についてそれぞ
24 れ事情といいますか状況を教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

25
26 ○ 渋谷会長

27 はい、お願いします。

28
29 ○ 引屋敷自然保護課総括課長

30 はい、具体の情報は手元にはないのですが、今御指摘いただいたこの条例指定希少野生
31 動植物の確認数ですが、一定の時期に一定の区画で存在が確認できるかどうかという
32 のをやっております。結構その年による差も出たりもしているという話は聞いてお
33 ります。その上で委員の御指摘のあった通りそれぞれの希少種の種別ごとにやるのを
34 こういう形でまとめるのはどうかという御指摘は従前からいただいているところでご
35 ざいます。

36 今のところ計画に沿った形でこういう形で数字を出しているのですが、今のような

御意見を踏まえながら、続いて指標の考え方を検討させていただきたいと考えております。

○ 鈴木委員

はい、ありがとうございます。指標の検討もぜひお願いしたいのですが、こちらの条例指定種、1種1種ですね保全の必要があって保全してきているものですので、確認ができないという状況自体が、県として問題があるものと考えておりますのでその改善と、それからもし絶滅に瀕しているような種類があるのでしたら県としてどのように保全していくのかということも、前向きに積極的に検討をお願いしたいと思います。以上です。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございます。他には。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。リモートの皆さんもよろしいでしょうか。特に無いようですのでこれで環境基本計画に関する報告を終わりたいと思います。

次に、部会の報告に入りたいと思います。本来であれば各部会長から御報告いただくところですけれども、まだ部会長が決まっておられませんので、事務局から御説明をいただきたいと思います。

まず、(3)の第44回岩手県環境審議会水質部会の審議結果について、御説明をお願いいたします。

○ 古澤環境保全課総括課長

はい、環境保全課古澤でございます。水質部会からの報告ということで資料4を使いまして御説明をいたします。以下、着座で説明いたします。

説明の前に1点、資料の修正でございます。要旨のところでございます。(1)(2)(2)(3)というような並びになっておりますが、(1)(2)(3)(4)となりますのでお知らせいたします。それでは説明をいたします。

令和8年2月3日に開催いたしました水質部会におきまして、「1審議事項」に記載しております4点について審議を行いましたので結果を御報告いたします。要旨のところを御覧ください。(1)、(2)につきましては、水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水質の令和8年度の測定計画を策定しようとするものでございます。

(3)は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和8年度の調査測定計画を策定しようとするものでございます。

(4)の環境基本法に基づく安比川に係る水質環境基準類型の見直しについては、安比川における水質環境基準の類型について、A類型から最も水質が良好なAA類型に引き上げようとするものでございます。審議の結果、いずれも原案の通り議決いたしました。

た。水質部会からの報告は以上になります。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明についてまず会場の委員から、御質問いただきたいと思います。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次にリモート出席の委員の皆様方から御質問いただきたいと思います。

御質問ある方は挙手ボタンを押していただければと思いますが、特にないですかね。はい、ありがとうございました。

続きまして、(4)の第52回岩手県環境審議会大気部会審議結果について事務局から御説明をお願いいたします。

○ 古澤環境保全課総括課長

引き続きまして環境保全課、古澤から説明をいたします。大気部会からの報告でございます。資料5を御覧ください。

令和8年2月5日に開催いたしました、大気部会におきまして、1審議事項に記載しております3点について審議を行いましたので結果を御報告いたします。

要旨のところを御覧ください。(1)の大気汚染防止法に基づく令和8年度大気汚染調査測定計画については、窒素酸化物等を測定する環境大気常時監視、ベンゼン等を測定する有害大気常時監視の測定計画を策定しようとするものでございます。

(2)のダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和8年度の調査測定計画については、一般環境の大気、発生源周辺の大気においてダイオキシン類の測定を行う計画を策定しようとするものでございます。

(3)の騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制地域の変更ににつきましては、矢巾町及び紫波町において都市計画法に規定する用途地域の変更に伴い、騒音環境基準の類型の当てはめを行うとともに、騒音及び振動規制地域の変更を行うものであり、矢巾町につきましては、悪臭規制地域の変更にについても併せて行うものでございます。審議の結果、いずれも原案の通り議決いたしました。大気部会からの報告は以上となります。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明についてまず会場の委員の皆様から御質問はございますでしょうか。続いて、リモート出席の委員の皆様方、御質問ありましたら、挙手ボタン押していただければと思います。特に無いようですね。ありがとうございました。

それでは続きまして岩手県環境審議会温泉部会の審議結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

○ 引屋敷自然保護課総括課長

はい、自然保護課でございます。岩手県環境審議会温泉部会からのですね審議結果報告をいたします。1件となります。資料の6を御覧願います。

令和8年1月6日付で、岩手県から諮問されました温泉区画掘削許可申請につきまして、令和8年2月6日に温泉部会開催いたしました。申請者でございますが表を御覧ください。整理番号1－3でございます。

申請者は、「安比地熱株式会社 代表取締役 平石 浩一様」の1社でございます。申請目的は地熱発電のためということでございます。こちらにつきまして、温泉法第3条第1項の規定に基づき、温泉掘削許可申請につき審議いたしましたところ、既存の温泉の湧出量、温度等に影響を与えるものではないと認められましたので許可相当ということで答申をしてございます。温泉部会からの報告は以上でございます。

○ 渋谷会長

はい、ありがとうございました。ただいまの御説明について会場の皆さん、委員の皆様方から御質問あればいただきたいと思いますけど。特によろしいですか。リモート出席の委員の皆様方で御質問ある方は挙手ボタンを押してください。よろしいですかね。はい、ありがとうございました。これで報告を終わりたいと思います。

次に、6その他ですけれども、事務局から第3期のアクションプラン「特に強化すべき事項」についてということで事務局から御説明をお願いいたします。

○ 村上環境生活企画課長

はい、環境生活企画室でございます。

ファイルにつきましてその他ということで第3期アクションプランの策定に係る御意見の聴取についてというファイルをお開きいただければと思います。

県ではいわて県民計画の実効性を確保するため重点的・優先的に取り組む施策や具体的推進方策をアクションプランとしてまとめてございます。今年度、第2期アクションプランの最終年度となりますことから、現在、令和9年度と10年度を計画期間といたします第3期アクションプランの策定に向けて検討しています。つきましては、作成にあたっての参考としていただきたく委員の皆様から御意見をいただければと考えてございます。いわて県民計画の構成を説明したいと思いますので、資料の方、縦書きのファイルが2枚続くのですが、その下からの横書きのファイルとなりまして、右下にページ数が振ってあるのですけれども、ページ数4ページ目の資料を御覧いただければと思います。

いわて県民計画でございますけれども、長期ビジョンとアクションプランがございまして、長期ビジョンにつきましては長期的な本県の将来を展望し、目指す将来像と実

1 現に向けて取り組む政策の基本方向を明らかにするものでございます。

2 アクションプランでございますが、長期ビジョンの実効性を確保するために、重点的、
3 優先的に取り組むべき政策や、具体的推進方策を盛り込んだもので、復興推進プラン、
4 政策推進プラン、地域振興プラン、行政経営プランがでございます。

5 その下で計画期間、載せてございますが、長期ビジョンにつきましては2019年度から
6 2028年度までの10年間、アクションプランにつきましては第1期が2019年度から
7 2022年度まで、第2期が2023年度から2026年度までということで本年第2期の最終
8 年度となっておりますので、今年度中に第3期となります2027、2028年度のアクション
9 プランを策定する必要があります。資料2枚お戻りいただければと思ひまして、
10 右下のページ数で2ページの資料になります。

11 基本的な考え方でございますけれども、いわて県民計画の終期を見据え、これまでの
12 評価結果や、東日本大震災津波からの復興の進捗、人口減少の進行などの社会経済情勢
13 の変化等を踏まえること、様々な主体から広く意見を伺うとしてございます。

14 第3期アクションプランの方向性ですけれども、第2期アクションプランの取組の
15 成果や、社会経済情勢等をとらえまして、強みを有する領域をさらに伸ばしますとともに、
16 10の政策分野全体の底上げを行うとしております。そこで下に太字で書いてござ
17 いますが、今後2年間で特に強化すべき事項につきまして強みをさらに伸ばす観点と、
18 底上げが必要な観点の2つの視点から、御意見を頂戴できればと考えているところで
19 ございます。

20 すいません、資料1番最初のページにお戻りいただければと思ひます。通知文書にな
21 ります。1の照会内容については、ただいま説明した内容でございます。2の回答方法
22 でございますが、本日は時間の関係からこの場で御意見伺う十分なお時間が取れませ
23 んので、御意見ございましたら次のページに様式を載せているのですけれども、こち
24 らに御意見をご記載いただきまして、7月24日の金曜日までにメールまたはFAXに
25 て御意見を頂戴できればと考えております。様式につきましては、委員の皆様に対して、
26 会議終了後、Wordの様式をお送りさせていただければと考えております。

27 最後に参考まで、第2期アクションプランのうち、環境関連分野を抜粋した資料を添
28 付しておりますので御覧いただければと考えております。どうぞよろしくお願いいた
29 します。

30
31 ○ 渋谷会長

32 はい、ありがとうございます。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様
33 方から御質問があれば、伺いたいと思ひますけれども。続いて、リモートの委員の皆様
34 方からも、もし御質問等あれば挙手ボタンを押していただければと思ひます。何かあり
35 ますでしょうか。

36 ちょっと確認なんですけれども。残りあと2年で、これまでの達成状況とかそういう

1 のがどうなっているかっていうのが出てこないと、その伸ばすのかどうか、底上げって
2 いうか遅れているのはどこで、どっかが進んでいる、さらに伸ばすっていう、その辺は
3 資料に入ってますでしょうか。それを見ていただければ、多分書きやすいと思うんです
4 けれども。全部、添付資料に入っていますよね。わかりました。

5
6 ○ 竹澤理事兼副部長兼環境生活企画室長

7 昨年度までの政策評価。指標の達成状況で政策評価を行っているんですけども、昨
8 年度までの達成状況については、資料の方につけさせていただいております。

9 今年度の政策評価も今行っているところでございますので、これにつきましてはで
10 すね後日公表いたしますし、こちらの方から委員の先生方の方にもお送りすることを
11 調整させていただきたいと思います。

12 いずれの指標の達成状況ですとか、現在の社会経済情勢、例えば、今このようにクマ
13 が人身被害を与えて県民の皆さんが不安に感じてらっしゃるわけなんですけれども、
14 例えばクマの出没件数みたいなものは指標になっておりませんので、指標にかかわら
15 ず、現在の社会経済情勢ですとか、また今後2年間ということで、例えば地球温暖化の
16 問題などは、2050 年が実質ゼロを目指しておりますので、例えば将来的なことも見据
17 え、この2年間の中で強化しなければならないものについて、委員の先生方の方から御
18 意見を頂戴できればと思っております。よろしく願いいたします。

19
20 ○ 渋谷会長

21 わかりました。後程、配布される資料を御覧いただいて、記入をいただくというこ
22 で、委員の皆様方、御協力いただければというふうに思いますのでよろしくお願いいた
23 します。それでは、特に御発言がないようですので、進行を事務局にお返ししたいと思
24 います。どうもありがとうございました。

25
26 ○ 竹澤理事兼副部長兼環境生活企画室長

27 渋谷会長ありがとうございました。事務局の進行の不手際等がございまして大変失
28 礼いたしました。またですね、皆様からいただいた御質問の中で、事務局からの回答内
29 容が不明確であった、ちょっと不十分であったといったこともあったかと思えますそ
30 れにつきましては、後日、こちらの方に電話やメール等で再度御照会いただければ、回
31 答を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

32 それでは皆さん、本日の審議会大変ありがとうございました。以上をもちまして審議
33 会を終了いたします。